

不妊治療費助成事業のご案内

- ✓ 不妊治療を受けている夫婦を対象に治療費用の一部を助成します
- ✓ 令和7年4月1日より一般不妊治療費に加え、**生殖補助医療費の助成**を開始します
令和7年4月1日治療分より対象

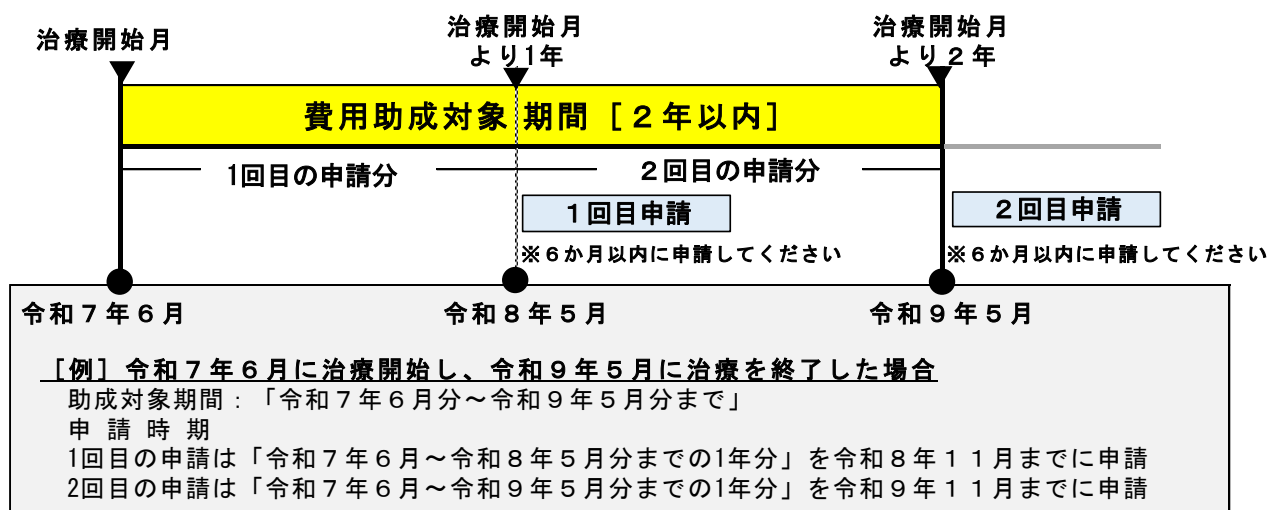
対象者 次の①から④のすべての要件を満たす方

- ① 「治療時および申請時」において、法律上の婚姻をしている夫婦（戸籍上の夫婦）、または事実上婚姻状態にある男女【高浜市内に住民票を有する間に受けた治療が対象です】
- ② 治療時および申請時で夫または妻のいずれかが高浜市内に住所がある
- ③ 医療機関（産婦人科や泌尿器科など）で不妊症と診断され、一般不妊治療または生殖補助医療を受けている
- ④ 医療保険に加入している

対象となる治療 ※他の市町村で同様の補助を受けた場合は対象にならないことがあります

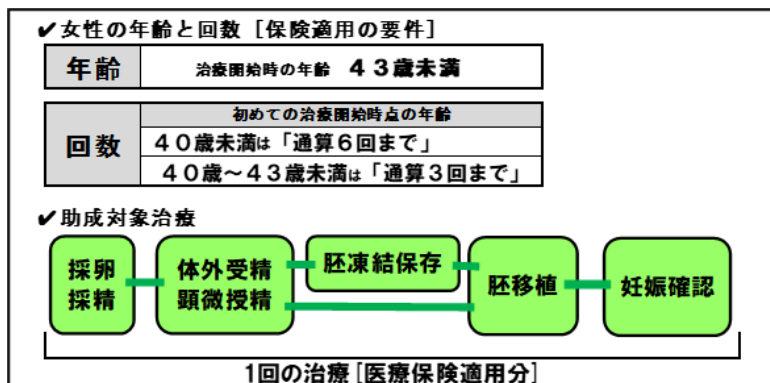
●一般不妊治療費助成

- 性タイミング療法、ホルモン療法、人工授精などの一般不妊治療費用
- 治療の一環として行われる検査



●生殖補助医療費助成

- 採卵から妊娠確認までの
- 生殖補助医療の内、保険診療分の治療費用
- 治療の一環として行われる検査



助成額

●一般不妊治療費助成

一般不妊治療に要した本人負担額*の2分の1以内で、1年間あたり5万円を上限とします
助成期間は、助成を開始した最初の月から継続する2年間です

●生殖補助医療費助成

生殖補助医療に要した本人負担額*のうち1回あたり10万円を上限とします
助成対象は、保険適用分に限りです

※本人負担額には、文書料・食事療養費標準負担額・室料等の直接的な治療費でない費用は含みません

※高額療養費制度、付加給付金制度による給付等についても本人負担額から除きます

申請手続き

●一般不妊治療費助成：1年ごとに、それぞれ最終治療月の末日から6か月以内に申請してください

〔1回目の申請〕 治療開始月から1年間の診療分を申請

（1年以内に治療を終了した場合はそれまでの診療分を申請）

〔2回目の申請〕 1回目の申請後の診療分を申請

●生殖補助医療費助成：1回*の治療終了日より6か月以内に申請してください

※採卵・採精から妊娠確認日までを1回とします。治療を中断した場合は治療期間の最終日まで。

申請書類等

一般不妊治療費助成	生殖補助医療費助成
① 一般不妊治療費助成金支給申請書 ② 一般不妊治療費助成金の支給に関する同意書 ③ 一般不妊治療費助成金支給受診等証明書 （医療機関での証明が必要です）	① 生殖補助医療費助成金支給申請書 ② 生殖補助医療費助成金の支給に関する同意書 ③ 生殖補助医療費助成金支給受診等証明書 （医療機関での証明が必要です）
④ 事実婚関係に関する申立書（該当者のみ） ⑤ 該当する治療費の領収書 ※必ず添付してください ⑥ 戸籍謄本 ※外国籍の方は、婚姻関係の有無が確認できる書類 ⑦ 住民票 ⑧ 「資格情報のお知らせ」など公的医療保険が確認できるもの（対象者2人分） ⑨ 高額療養費または付加給付金額等がわかる書類（該当者のみ） ⑩ 振込先のわかるもの ※⑥、⑦の書類は、②の書類に署名をし、高浜市で確認できる方は提出の必要はありません。	
「①～④」との様式は市ホームページよりダウンロードできます	
申請窓口 高浜市いきいき広場健康推進グループ （受付時間 平日8時30分～17時15分）	

問合せ先 高浜市福祉部健康推進グループ(いきいき広場内)
電 話 (0566)95-9558
住 所 高浜市春日町5丁目165番地

